

## (備考)

<母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務>

- ① 本人確認のうえ、氏名・生年月日・住所・性別等の個人情報を取得する(原則個人番号は含まない)。
- ② 乳幼児精密健康診査実施医療機関、妊婦一般健康診査実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、 各種母子保健事業を実施する。
- ③ ①の対象者情報及び実施した母子保健事業の内容や実施部等の母子保健情報を入力する。
- ④ 対象者の氏名・生年月日・住所・性別と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐づけを行う。
- ⑤ 母子保健情報(副本)をシステム基盤に登録する。
- ⑥ 各種母子保健事業の対象者に個別勧奨を行う。
- ⑦ 乳幼児精密健康診査実施医療機関及び妊婦一般健康診査実施医療機関へ委託料を支払う。